



## 会計基準IAS第19号に基づく従業員給付の評価

## 会計基準第19号に基づく従業員給付の種類 (TAS19/IAS19)

---

TAS19 従業員給付を異なる特性を有する4つに区分する。

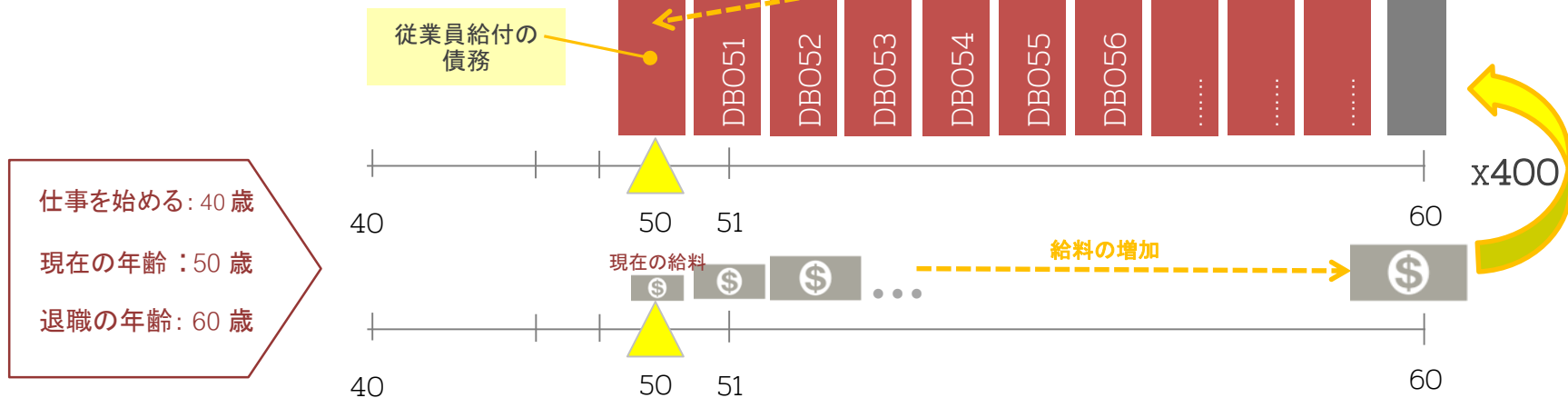
- 短期従業員給付（賃金、給料、ボーナスなど）
- 退職後給付（年金、退職給付など）
- その他の長期従業員給付（10年間長期勤続給など）
- 解雇給付（解雇給付金など）

TAS19 によると、事業者は損益計算書において従業員が提供する勤務の期間に従う長期従業員給付を負債として計上することになった。

# 従業員給付の算定の考え方

TAS19 は予測単位積増方式 (PUC)を使用しなければならない。

1. この予測単位積増方式において、各勤務期間を、給付の追加的な1単位に対する権利を生じさせるものとみなし、最終的な債務を積み上げるために各単位を別個に測定する方法をいう。
2. 従業員が提供する勤務1年間につき、債務が1年に1単位が増加する。

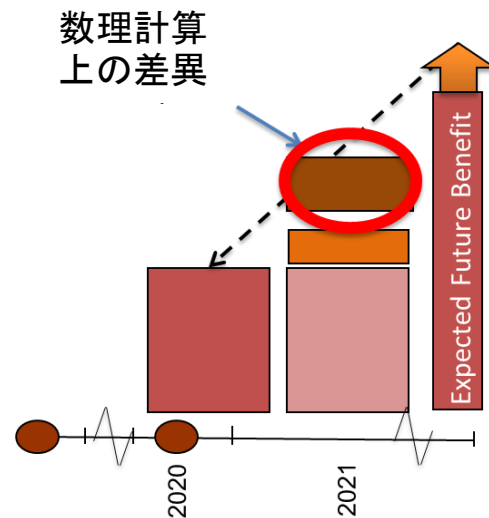


## 数理計算上の差異

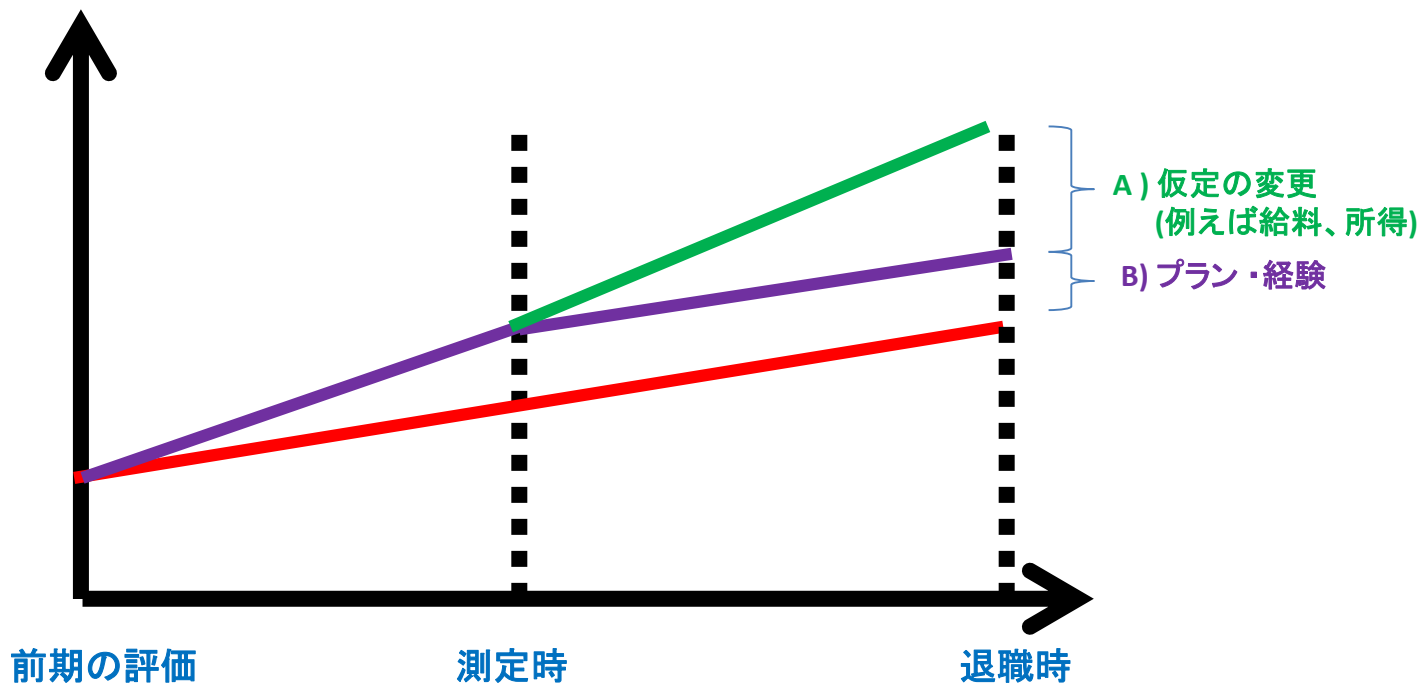
新たに評価を行うに際して、従業員給付債務の現在価値が変化し、その現在価値の差が生じて、それを

“数理計算上の差異”と呼ばれ、原因は次の通りである。

1. 保険数理上の仮定（期待と実績との差異からの影響）
2. 見積数値の変更等により発生した差異がある。例えば、市場の下降トレンドにおける利益率の割引率の変化、又は正式な新死亡率の変化発表



## 数理計算上の差異



例： A さんは前期の6%の給料の計算に対して、現在の計算は7%に上ったため、新たな評価による基本給料は少々変更されることになった。この場合は、給料の増加仮定を7%に設定すれば(みどり線)、数理計算上の差異はA) 仮定の変更 と B) プラン経験(紫線)が生じる。

## 特別事件 (special events)

事例	影響
<b>大規模同時解雇</b> (Curtailment)	<ul style="list-style-type: none"><li>給付プランの従業員の数著しく減少したため、事業の給付債務が減少する。例えば、早期退職制度 (Early Retirement) 又は経済変動による大規模同時解雇など</li></ul> <p><b>財務諸表に対する影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>過去勤務債務 (Past service cost - curtailment) はプラン小規模化による給付債務の価値変更</li><li><u>事業者は損益計算書において過去勤務債務を費用として記録する。</u></li></ul>

## 特別事件 (special events)

事例	影響
<p><b>従業員給付のプラン変更</b> (Plan amendment)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>従業員給付のプランが追加、変更されると、事業の給付債務が増加する。</li><li>従業員給付のプランが償還、変更されると、事業の給付債務が減少する。</li></ul> <p><b>財務諸表に対する影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>過去勤務債務 (Past service cost - plan amendment) は従業員給付のプラン変更による給付債務の価値変更</li><li><u>事業者は損益計算書において過去勤務債務を費用として記録する。</u></li></ul>

# 特別事件 (special events)

## プラン変更による影響の考慮メカニズム

タイの労働法の場合

過去勤務債務

新たなプランによる  
新しい費用

単位当たり  
追加コスト

X300 X400

期待の将来給付

最終サラリー・xプラン

